

消費者庁が進める食品表示一元化に関する「食品表示一元化検討会」の議論の進め方
についての意見書

主婦連合会会長 山根 香織

NPO法人食品安全グローバルネットワーク 中村 幹雄

食品表示一元化検討会では、これまで数々の議論が重ねられてきました。検討会は2011年12月までに4回の検討会が開催され、わかりやすい表示のありかた、加工食品の原料原産地表示の拡大、食品表示の適用範囲についてなど具体的な議論がされています。2012年1月に開催される第5回検討会では、栄養表示の義務化について議論する予定になっており、第6回検討会以降に中間論点整理が行われ、意見募集や意見交換会が予定されています。

しかし、検討会では食品表示の理念、目的についての基本的な議論がいまだなされていません。このまま中間論点整理が行われることに、消費者の間に食品表示法の行方を危ぶむ声が上がっています。

そこで、消費者庁「食品表示一元化検討会」において、食品表示法の理念、目的についての議論を進めるよう以下のような提言をいたします。

食品表示一元化に関する意見

1 消費者庁は食品表示一元化が消費者のために行われるべきであることを明言すべきである。

消費者庁設置法は、その3条(任務)において、下記のように定めている。

(任務)

第三条 消費者庁は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号) [第二条](#)の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

条文にあるように消費者庁は、消費者基本法第2条に定める消費者の権利を尊重すべきことが、明文をもって定められているのであるから、食品表示一元化にあたっては、事業者の負担増加、コスト増加などに配慮する以前に、消費者の権利を守るべきことを明言すべきである。

検討の初期段階において、事業者の負担増加、コスト増加などに配慮する消費者庁事務局の姿勢は、消費者庁設置法が定める任務、消費者基本法が定める消費者の権利の尊重に反するものである。

- 2 食品表示一元化検討会では、まず法の目的の検討から始めるべきであり、その目的規定には、食品表示が消費者の知る権利、選択の権利の保障のためにこそあることを明記すべきである。

消費者基本法は、その第2条(基本理念において、以下のとおり定めている。

(基本理念)

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という)の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

条文にあるように、消費者には、安全確保、商品及び役務について自主的かつ合理的な選択の機会の確保、及び必要な情報の提供を受ける権利がある。これらを尊重するものとして、食品表示一元化がなされるものであるから、そのことを一元化される食品表示法の目的に明記すべきは消費者基本法からみて当然のことである。

2012年1月17日